主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役三年に処する。

原審における未決勾留日数中六〇日を右刑に算入する。

被告人から金二六二〇万円を追徴する。

原審における訴訟費用は被告人並びに原審相被告人A、同B及び同Cの連帯負担とし、

当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

## 由

本件控訴の趣意は、弁護人神洋明、同山崎智男連名作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官湯浅勝喜作成名義の答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 控訴趣意第一(事実誤認の主張)について

一 論旨は、要するに、原判示第一の三の受託収賄の事実につき、被告人が原判示の日時、場所において、原審相被告人Aから供与を受けた現金は一四〇〇万円であるのに、原判決がこれを三五七〇万円と認定したのは、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認である、というのである。

しかしながら、原判決挙示の関係各証拠によると、原判決が、被告人が請託を受けてAから現金三五七〇万円の供与を受けた事実を肯認するところは、当裁判所においても正当として是認することができるのであって、所論に鑑み記録を精査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討してみても、原判決に所論の指摘するような事実の誤認はない。

すなわち、これらの証拠によると、被告人は、昭和六〇年八月下旬ころ上京して 銀座の料理店でAと会食をしてからホテルへの帰途、Aから三沢市が発注する同市 -般廃棄物最終処分場建設工事及び同市粗大ごみ処理施設建設工事(以下、これら を「本件工事」という。)をD株式会社に請け負わせてほしい旨の話を持ちかけら れてその請託を受け、その際、被告人は、AからDから落札価格の三パーセントの 謝礼を出してもらえると言われてこれを了承したこと、Aから右のように、被告人 がDの受注を承諾した旨の報告を受けた原審相被告人Cは、本件工事の各実施設計 の受注を株式会社E設計事務所のF営業部長に働きかける一方、Dのプラント事業 本部環境事業部営業部部長心得をしていた原審相被告人Bに右工事の各本体工事の 受注を持ちかけ、結局、BはCとの話し合いの過程で被告人に工事額の二ないし三 パーセント位の謝礼金を支払ってDで本件工事を受注することとしたこと、その 後、被告人は、Aと連絡を取り合って実施設計の指名業者としてE設計事務所ほか 四業者を選定し、Aに予定価格案を電話で内報するなどしてE設計事務所に右各工 事の実施設計を落札させたこと、更に、被告人は、その後もAと会うなどして連絡を取り合い、各本体工事の指名業者としてDほか四社をそれぞれ選定し、Aに工事予定価格案を内報するなどして、Dに右各工事を落札させたが、その間、BとCとの間で、被告人に供与する現金はCが調達し、Dはその埋め合わせとして、Cが東 京支店長をしている株式会社Gに工事を発注することで了解したこと、その後、C は、Aから、被告人が上京したので現金を供与したい旨の連絡を受け、手持ちの現 金や、関連会社に一旦貸付け名義で送金し、更にこれをGに振込送金させるなどの 操作をして入手した現金合計五〇〇〇万円をAに渡し、Aはこれを一旦その経営す る日株式会社の事務所へ持ち込み、一〇〇万円の札束の帯封を輪ゴムに替えた札束 に作り直して自宅に持ち帰り、右の五〇〇〇万円の中から被告人に対する謝礼とし て工事落札価格合計一一億九〇〇〇万円(一般廃棄物最終処分場建設工事分六億 五〇〇万円、粗大ごみ処理施設建設工事分五億七五〇〇万円)の三パーセント相当 額の三五七〇万円を分別してアタッシェケースに入れて準備し、翌日である原判示 の日時(昭和六一年九月二六日ころ)に、これを携えて東京に出張中の被告人をそ の宿泊先である原判示ホテルの客室に訪ね、同室内において、被告人の面前でアタッシェケースを開けて、「お約束の金です。」などと言ってテーブルの上に置いたところ、被告人は「うん、うん。」と言ってこれを了承したこと、続いてAは、持参した右の三五七〇万円の中から、自己の尽力したことに対する手数料としており 礼金の約三〇パーセントに相当する一〇七〇万円のほか、これまで被告人のために 用立てしていた分として合計五〇〇万円、及び被告人の長男の大学入学工作資金と して六〇〇万円の合計二一七〇万円を差し引かせてもらうと残金は一四〇〇万円に なる旨説明して被告人の了解を得、現金一四〇〇万円の札束をアタッシェケースか ら取り出してテーブルの上に置き、差し引いた残りの二一七〇万円の現金を持ち帰

ったこと、以上の各事実が認められる。右の各事実によれば、被告人が、Aから三沢市が発注する本件工事の実施設計をE設計事務所に、本体工事をDにそれぞれ請け負わせてもらいたい旨の請託を受け、Aがこれに対する謝礼として前記工事の落札価格の合計額の三パーセントに相当する三五七〇万円を原判示の日時に、原判示のホテルの客室に持参して被告人に差し出し、被告人においてその供与を受けたものと認めるのが相当である。

二 所論は、被告人が供与を受けた賄賂金は一四〇〇万円であり、Aが原判示ホテル客室に持参したのも一四〇〇万円であって三五七〇万円ではないとして縷縷主

2 所論は、工事価格の五パーセントをむしり取る」が被告人に対する謝礼を一〇〇万円と考えていたのに、これより少ない額をDから受領することでCの負担を軽減しようとしていたAが、三五七〇万円を被告人に対する謝礼とすることは合理である、と主張する。しかしながら、関係各証拠によると、Jは工事価格のエパーセントの金を業者に提供させる一方、被告人に対してはロと工事受注工作にあたるCの場を考慮し、被告人には高額の賄賂を申し出て工事を受注しようと考えたこと、場を考慮し、被告人に対し、昭和六〇年八月下旬ころ、前記のとおり落札価格のこで、Aは、被告人に対し、昭和六〇年八月下旬ころ、前記のとおり落札価格のニペーセントの謝礼金を申し出て被告人の了承を得たことが認められ、右の事によれば、AがJの意図と異なり、工事価格の三パーセントの賄賂の提供を申し出たとしても不合理ということはできない。所論は採用できない。

3 不無論は、Aが工事価格の三パートでは、大きなの定め、 ののでは、Aが工事を、Aが工事では、Aが工事を、Aが工事では、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが工事を、Aが表し、Aが工事を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工作を、Aが工

決の認定に不合理な点は存在しない。更に、関係証拠によれば、Aが賄賂金を入れて持参したアタッシェケースは、茶色のアタッシェケースであることが認められ、これによれば、右のケースには現金三五七〇万円を優に収納することができ、黒のケースであるとする被告人及びAの原審公判廷における各供述は確たる根拠もなく単に記憶のみを述べているに過ぎないから、にわかに信用することができない。所論は採用できない。

所論は、被告人やAの検察官に対する各供述調書は、賄賂金額を工事金額の -セントに合わせるために検察官が供述を誘導して作成したものであって、信 用性がない旨主張する。しかしながら、右各供述調書の内容には格別不自然、不合理な点はないばかりでなく、当事者でなければ知り得ない事柄を詳細に述べていて他の関係者の供述とも矛盾するところはない。所論は、昭和六二年(供述調書に六一年とあるのは誤記と認める。)一月二二日、二三日、二四日及び二五日の四日間に作成されたというAの検察官に対する問力工程表表表 うにして作成されたのか訳のわからない膨大な調書であって、供述内容の変遷がわ からないようにしている不当なものであるというが、右の調書は同月二二日から二五日にかけて事件の流れに沿って取り調べた内容を録取して記載したものであるか ら、作成の過程が明らかであり、供述内容にも殊更疑問を差し挟む余地はない。し かも、被告人は、Aの右検察官調書が作成される前の検察官に対する同月二〇日付け(謄本)、二二日付け及び二三日付け(二通)各供述調書において、工事金額の - パーセントにあたる金額の現金をAが賄賂金として持参したことを前提として供 述しているばかりでなく、Aが逮捕されて取り調べられる前の昭和六一年一二月一 三日、青森警察署長に宛て作成した申述書において、すでに「A氏はDから三パーセント位は貰える様なことを話していた様な気がいたします」と述べたうえ、司法 警察員に対する同月一五日付け供述調書において、Aが原判示ホテルの客室に被告 「約束どおりDから三パーセントの金を出してもらって来ました。」と 言ってから、Aの手数料としてその三〇パーセント、Aが被告人のためにそれまで 用立てした分として合計五〇〇万円及び長男の大学入学工作資金七〇〇万円を差し 引くと残額は一四〇〇万円になるとして一〇〇万円の札束一四個をテーブルの上に置いて帰った旨供述しているのであるから、被告人がAから供与を受けた賄賂金が三五七〇万円であったか、差引き計算をした残額の一四〇〇万円であったかの評価 はさておき、被告人の検察官調書が検察官の誘導によりAの検察官調書の内容と矛 盾がないように作成されたものとはいえず、また、説得力を偽装する必要から作為 的、詳細に作成されたもので信用性に乏しいなどということもできない。所論は採 用できない。

所論は、被告人作成の申述書でいう本件工事費の三パーセント(金三五七〇 万円)なるものは、Dが本件工事を受注するためにその支出を予定していた工作資 金(経費ないし費用)であって、被告人に対する賄賂金額ではないのに、原判決が 被告人に対する賄賂金額を一四〇〇万円ではなく三五七〇万円としたのは、被告人やAの供述調書を過大に評価し、不合理な認定をした誤りに陥ったものである、と いうのである。しかしながら、右申述書をはじめ被告人らの検察官調書を含む関係 各証拠によれば、Aらは本件工事の受注に関して被告人に供与する賄賂金額を工事 費の三パーセントに相当する金額と考え、Aがその旨被告人に伝えていたこと、他 方、Cは、DのBに対してCが立て替えた謝礼は五〇〇〇万円であると言っていた ことが認められ、これらによると、本件工事費の三パーセントというのは所論のい うようにDが支出を予定していた工作資金ではなく、被告人に対する賄賂金額であ ることが明らかである。所論は、被告人作成の申述書の記載を根拠として賄賂金は 一四〇〇万円であったと主張するが、右の記載はAが帰ったのち被告人が現に手に した現金が一四〇〇万円であったことを述べているに過ぎず、同申述書中の「A氏 はDから三パーセント位は貰える様なことを話していた様な気がいたします」との はDから二ハーセント世は買える様々ことを耐していた様々気がいたします。この記載は、その文脈からしても、また、通常賄賂を供与する相手に対して伝える金額(又は工事費に対する割合)はその相手方に対して供与しようとする金額であることに照らしても、被告人が収受すべき金額であるものと認められ、原判決が右の三パーセントの記載のみから直ちに被告人が収受したのは三五七〇万円であるとする 論理を引き出したものでもないから、原判決の認定に論理の飛躍はなく、非常識と もいえない。また、CがAに渡した五〇〇〇万円を捻出するにあたり、 うち三〇〇 〇万円をGから一旦関連会社に貸付け名義で送金し、更にこれをGに振込送金させ ているのは賄賂金を捻出するための資金操作をしたものであって、これをもって本 件工事費の三パーセントの金額が工事を受注するための工作資金とみることを可能

とするものではない。所論は採用できない。

所論は、CがAに渡した五〇〇〇万円のうち三〇〇〇万円は、GとK株式会 社との鉄骨販売等の取引においてAないしHが仲介したことに対する手数料(裏口 銭)であって、本件賄賂金がその残額である二〇〇〇万円を超えることはあり得な いと主張する。しかし、関係各証拠によっても右の現金五〇〇〇万円のうち三〇〇 〇万円が所論の手数料であることを裏付けるに足りず、この点に関するA、C並びに原審証人L及び同Mの原審公判廷における供述は、内容が不明確であり、供述相 互間に食い違いが認められるから信用できない。もし、所論のように本件の賄賂金が五〇〇〇万円のうち二〇〇〇万円であるというのであれば、Dが工事受注のため支出を予定していた工作資金は工事額の三パーセントであるとする前記5の所論と 矛盾するばかりでなく、右の架空取引が判明すれば本件贈賄とは別に詐欺罪等で逮 捕され、訴追を受けるかも知れないという性質の裏口銭というのであるから、三〇 ○○万円についてはこれを秘匿し、当初から賄賂金は二○○○万円であったといえ ば済むことなのに、何故に込み入った差引き計算を必要とする供述をするに至った のか理解に苦しむものといわなければならない。Cの検察官に対する昭和六二年-月三一日付け供述調書には、CがAに渡した五〇〇〇万円の中にはAがGとKとの 取引の仲介をしてくれたことに対する手数料が含まれていた旨の記載があるが、右 の手数料は所論のように三〇〇〇万円であるとは言っておらず、Cの右検察官調書 の記載を根拠にしてCがAに渡した五〇〇〇万円のうち三〇〇〇万円はGとKとの 取引の手数料であるとする所論は採用できない。

8 所論は、原判決が、Aが被告人に現金三五七〇万円を供与した際、Aからの申し出によって差し引いたとされる被告人の部下のNとOとの間のトラブル解決金二〇〇万円、選挙の際の陣中見舞金三〇〇万円、被告人の長男の大学入学工作資金六〇〇万円及びAの手数料一〇七〇万円の合計二一七〇万円については、差引き計算についての事前の約束もなければ、当日差引き計算をする話も時間的余裕もなかったのであるから、原判決が、被告人とAとの賄賂金授受の現場で差引き計算をしたと認定したのは不可解であると主張する。そこで、以下、原判決が現金授受に引き続いて差引き計算をしたとする各金員について、所論に即して若干の説明を補足する。

(一) NとOとの間のトラブル解決金二〇〇万円について

関係各証拠によれば、三沢市の総務部長であったNが被告人の私設秘書を自称トラさの総務部長であったNが被告人の私設秘書を自称トラさのにいたOから借金をしていたとなった。本件工を開して、Nの価金とのの番金をしていたとなった。大きな大のの本語では、Nのの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般で、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般では、Nの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noの一般で、Noneで、Noone

担当のMから仮払金として受け取った五〇〇万円の中からこれを捻出していることが認められる。そうしてみると、AがNとOとのトラブルの解決金として被告人に渡した二〇〇万円は、所論のようにAからNに贈与されて決済が完了したという性質のものではなく、NとOとのトラブルを憂慮し、本件工事をDに受注させることに影響することを懸念した被告人がAにトラブルの解決金の用立てを依頼し、後日精算することを相互に暗黙のうちに了解して出してもらったものということができるのであって、これによれば被告人がAから賄賂金を受け取り、然る後に引き続き右の二〇〇万円の差引き計算をしたとしても常識に反することはなく、また、これをもって不可解、不合理であるとはいえない。

陣中見舞金三〇〇万円について 関係各証拠によれば、被告人は、昭和六一年九月八日施行の三沢市長選挙に立候補したものであるところ、同年六月ころAは被告人から暗に選挙資金の提供方を要 求されたため、銀行の預金を担保として三〇〇万円を金策し、同年八月下旬ころ本 件工事の入札業者をメンバーセットしたリストを持って被告人方を訪ねた際、会社 (Dを指す。)からの陣中見舞いと言って現金三〇〇万円を被告人に渡したことが 認められる。所論は、右の三〇〇万円は社交的儀礼の範囲内の政治献金であると主 張するが、関係各証拠、殊に、被告人の検察官に対する昭和六二年一月二〇日付け 供述調書(謄本)によると、被告人はAから現金三〇〇万円を受け取って選挙資金 の収支メモ帳に三〇〇万円の収入があった旨記載したが、その二、三日後に右三〇 〇万円の収入を純然たる選挙のための陣中見舞いと同一に記載しておくのはまずい と考えて、右の記載部分を黒く塗り潰したことが認められ、右の事実に授受に至る 経緯、授受の際の状況を併せ考えると、被告人は、右の三〇〇万円は実質的にはA がDに本件工事を受注させるために持参した工作資金、すなわち賄賂であり、被告 人はそのことを認識して受領したものであることが明らかである。所論は、陣中見 舞いとされた右の三〇〇万円がたとえ賄賂であったとしても、後日精算の対象とさ れることはないと主張するが(Aの検察官に対する昭和六二年一月二五日付け供述 調書によると、Aは、この三〇〇万円は後で賄賂金を度すときに差し引かせてもら 同語によると、Aは、この二〇〇万円は後く開始並を及りことに定じ引からてもらう趣旨で渡した旨供述しているが、被告人との間でそのような取決めがあったものとは認められない。)、関係各証拠によれば、被告人とAとの間で現金三五七〇万円の授受がなされたのち、Aが被告人に対して右の三〇〇万円を立て替えていたから差し引かせてもらうと言ってこれを差し引いたことが認められるのであって、右の事実によれば、その実質において賄賂にあたる陣中見舞金三〇〇万円が、授受された。またの下田から美し記れて、新まは歴のよってある。 れた三五七〇万円から差し引かれるべき性質のものであるか否かは別として、Aが 差引き計算をしたのは右の三五七〇万円を被告人に渡したのちのことであるから、

後述のようにそれが没収又は追徴の対象から除外されるべきものであるとしても、 被告人がAから三五七〇万円を受け取った事実に影響を及ぼすものではない。

しかしながら、所論のように、被告人がAを終始D側の仲介人ないし代理人と考えていたとしても、被告人の接待等に多額の経費を使っていたAが、被告人に多額の賄賂金が入ったのを機に、それまでの尽力に対する謝礼の趣旨で手数料名下に賄賂金の三〇パーセントに相当する金員をもらいたい旨申し出てその承諾を得、持参

した賄賂金の中からその三〇パーセントに相当する(ただし、端数の一万円を切捨 一〇七〇万円を取得したことは何ら論理的に矛盾しているものではなく、ま た、不合理であるともいえない。したがって、Aが手数料名下に一〇七〇万円を差し引いたのが被告人とAとの間に三五七〇万円の賄賂金の授受がなされたのちのこ とである以上、それが没収又は追徴の対象から除外されるか否かは別として、被告 人が三五七〇万円を受け取った事実に消長を来すものではない。

被告人の長男の大学入学工作資金六〇〇万円について

関係各証拠によると、被告人は、東京都内の私立大学二部に在籍している長男を一部に移籍させようと考え、同大学の教授を知っているというAにその工作を依頼していたところ、本件賄賂金授受の際、被告人の依頼により賄賂金の中からその工 作資金として六〇〇万円を差し引いてAに預けることとしたことが認められる。所 論は、右の賄賂金授受当時、被告人は長男の大学入学工作資金が必要であるとは考 えておらず、また、将来必要となるか否か不明な工作資金をAが預かることは理解し難いと主張する。しかし、前記認定のとおりの事実を認めることができ、所論に沿う原審公判廷における被告人の供述は、被告人の捜査段階における供述と対比し て信用することができない。

三 以上のとおり、Aは、Cから受け取った現金五〇〇〇万円のうち被告人に対 する謝礼金として本件工事落札価格の三パーセントに相当する三五七〇万円をアタ ッシェケースに入れて被告人の宿泊先である原判示ホテル客室に赴き、右現金をテ ーブルの上に置いたうえ、それから被告人の了解を得てAの手数料一〇七〇万円、 被告人のために用立てていた分合計五〇〇万円及び長男の大学入学工作資金六〇〇 万円の合計二一七〇万円を差し引いた残額一四〇〇万円を置いて帰ったものであって、これによれば持参した現金を一旦被告人に渡したうえで差引き計算をしたもの と認められ、結局、被告人が供与を受けた賄賂金はAが被告人に渡した三五七〇万 円であり、手数料等を差し引いた残額の一四〇〇万円ではないのであるから、所論 はすべて採用できず、論旨は理由がない。 第二 控訴趣意第二 (法令適用の誤りの主張) について

いうのである。

Q関係事件とP関係事件の賄賂の追徴金について

所論は、要するに、原判決は、被告人がQ関係事件では二五〇万円、P関係事件 では一七〇万円の各賄賂金を、いずれも共犯者Rと共謀のうえ供与を受けたとの事実を認定しているが、右賄賂金の分配額の割合が分からないのであるから、両者平 等と推定するのが合理的であり、右賄賂金の追徴は被告人とRが平等に負担すべき ものであって、半額の二一○万円がその限度である、というのである。

そこで、関係各証拠を検討してみると、株式会社Q代表取締役Sから口を介して 賄賂金二五〇万円を受け取ったRは、被告人の指示によって被告人のためにこれを 預かっていたが、その後、被告人のT銀行U支店からの借入金の返済のために一〇 〇万円、被告人方の内装工事費のために一〇〇万円を使ったほか、残額五〇万円については被告人のテレビでの年始挨拶の録画取りのための費用として二〇万円、被告人と交際していた女性への送金として一〇万円その他被告人のための費用等に費 消したこと、及び、P株式会社専務取締役VからOを介して賄賂金一七〇万円を受 け取ったRは、被告人の指示によって被告人のためにこれを預かっていたが、その 被告人の承諾を得て、被告人の出張時の諸経費として約六〇万円、被告人のW 党費振込みのために約五五万円、被告人の所得税支払いのために約六〇万円その他 雑貨などに費消したことが認められ、右の事実によれば、賄賂金二五〇万円及び一七〇万円はすべて被告人のために費消されていることが明らかであるから、所論のように賄賂金の分配額の割合が分からないとはいえず、その全額を被告人から追徴 した原判決に法令の解釈、適用の誤りは存在しない。

D関係事件の追徴金について

所論は、要するに、仮に被告人とAとの間で賄賂金三五七〇万円の授受があった としても、そのうちNとOとのトラブルの解決金二〇〇万円、陣中見舞いの三〇〇 万円、手数料一〇七〇万円及び大学入学工作資金六〇〇万円の合計二一七〇万円は Aが勝手に差引き計算をして持ち帰ったとみることができ、賄賂金の一部が返還さ れた場合と同視し得る状況にあったといえるのであるから、犯罪による不法の利益を手元に残させないという法の理念からすると、右の二一七〇万円はAから追徴されるべきものでこそあれ、被告人から追徴すべきものではないと主張する。

〈要旨〉そこで、検討すると、賄賂金を収受した者がその後においてその全部又は一部を贈賄者に交付したとして〈/要旨〉も、それが自己の債務の返済や自己が出費すべき金員を預けたものである場合には費消行為と同視し得る処分行為の一態様とて収賄者からその交付金の全部につき没収に代わる追徴をすべきものであってある。これに対し、収賄者が賄賂金の現実に手中に収めなかったとしても同様である。これに対し、収賄者が賄賂金の発明は一部を贈賄者に返還したり、その一部を分配したような場合あるいはこれと同視し得る場合には、その賄賂金は贈賄者から没収又は追徴されることは別として、収賄者からは没収に代わる追徴をすることはできないものと解するのが相当である。右のように解することは収賄者のみならず贈賄者をも含めて不正な利益の保有を許さないとする刑法一九七条の五の立法趣旨に沿う所以であるということができる。

以上のような観点に立って本件賄賂金の没収又は追徴について考えてみると、前記認定のとおり、NとOとのトラブルの解決金二〇万円は、被告人がAに、本件の立てを依頼し、後日清算することを相互に暗黙のうちに了解して受け取り、すべらに、Aが石の高に、各人が石の一般である。これを差別である状況にあるから、被告人が右のトラブル解決金を精算したものである状況にあるから、被告人が右のトラブル解決金を精算したものである状況にあるがら、一般ではななが、これをもって財路金一でである状況にある状況にあったとし、本件の財路金三五七〇万円の授受の際に対したととし、本件の財路金三五七〇万円の授受の際に持ち帰ったもので差引に対したとし、本件の財路金三五七〇万円の授受の際に持ち帰ったとの間で差引にあるから、名が勝手に持ちに持ち帰るできるのであるから、名が勝手に持ち帰るできるのであるから、としてAに預けたということができるのであるから、これをもって財路金の返還をしたものということができるのであるから、これをもって財路金のということはいえない。

これに反し、陣中見舞いの三〇〇万円は、被告人が選挙を前にしてAから受け取 ったものであって、それが一種の政治献金であったとしても後日Aに返還すべき性 質のものではなく、ましてや前記のとおりその実質において賄賂と認められるので あるから、被告人がAにこれを返還しなければならないという性質のものではな い。したがって、被告人とAとの間に三五七〇万円の賄賂金が授受されたのち、両 者間で陣中見舞金三〇〇万円の差引き計算がなされてAがこれを持ち帰ったのは、 本件の賄賂金のうち三〇〇万円に相当する分は既に陣中見舞いの名目で被告人に渡 してあったことから、これに見合う金額をAに返還する趣旨で差引き計算をしたものとみるほかはなく、そうであるとすると、右の三〇〇万円は、賄賂金の一部返還と同視し得る場合ということができる。また、手数料一〇七〇万円は、被告人がAに対して当然に支払うべき性質のものではなく、被告人が本件賄賂金を受け取った のを機に、それまで被告人に対して多額の経費を使って接待をし、あるいは多額に のぼる本件賄賂金を持参してくれたAの尽力に対する謝礼の趣旨で、Aの申し出を 受け入れて賄賂金の約三〇パーセントに相当する一〇七〇万円を手数料名下に分け 与えることとして賄賂金の中から差引き計算をしてAに持ち帰らせたものであって、賄賂金の一部返還ないし分配とは視し得る場合ということができる。そして、 右の三〇〇万円と一〇七〇万円の合計一三七〇万円については、被告人が収受した 後その利得が被告人からAに移転し、被告人には残っていないこととなるのである から、収賄者に不法の利益を保有させないという刑法一九七条の五の立法趣旨から すると、右の一三七〇万円は没収に代わる追徴の対象から除外されるべきものと考 えられる。

そうすると、被告人が原判示第一の三の犯行により収受した賄賂金のうち、Aが原判示ホテルに置いて行った現金一四〇〇万円(被告人は自宅に保管したが、その後他の現金と混同して特定できなくなった。)並びにNとOとのトラブルの解決金二〇〇万円及び大学入学工作資金六〇〇万円の合計金二二〇〇万円は没収することができないので追徴されることとなるが、陣中見舞いの三〇〇万円及び手数料一〇七〇万円の合計金一三七〇万円は没収に代わる追徴の対象から除外されるべきものであるから、右の金額を被告人から追徴することとした原判決の判断は、追徴に関する事実の認定を誤った結果、刑法一九七条の五の解釈、適用を誤ったものといわ

なければならず、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余 の論旨について判断するまでもなく原判決は破棄を免れない。論旨は右の限度で理 由がある。

第三 そこで、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条により原判決を破 棄し、同法四〇〇条ただし書により被告事件について更に次のとおり判決する。 原判決の認定した事実に原判決が適用したのと同一の法令(併合罪の処理を含 む。)を適用、処断した刑期の範囲内で処断すべきところ、情状について検討すると、本件は、受託収賄三件、その受供与額の合計が三九九〇万円に達する事案であ るところ、地方自治体の長として市を統括代表し、その事務の管理、執行者として 市の発注する公共工事について指名入札参加業者の指名選定、入札予定価格の決定 及び工事請負契約締結等の職務を担当していた被告人が、市の発注する原判示工事 に関して業者から指名業者に選定したうえ右工事を請け負わせてもらいたい旨の請 託を受け、右請託に対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、 業者から現金合計三九九〇万円の供与を受けたというものであり、競争入札制度の 公正を害し、これに対する社会一般の信頼を失墜させたばかりでなく、収賄額が多 額であり、犯行の態様も、市の幹部職員をも巻き込んで業者との癒着を深めて種々の利便の提供を受けたうえ、殊に原判示第一の三の事案においては、被告人自ら業者の意向に沿った指名入札参加業者の選定を画策し、あるいは入札工事の予定価格 有の息向に行うに指句へれ参加来有の歴足と関係し、めるいはスポーテンテスに関するを業者に内報するなど、積極的に犯行に加担し、収受した賄賂金を遊興費や借入金の返済に充てるなどしていたことなどをも併せ考えると、犯情は甚だ芳しくなく、被告人の本件刑事責任はまことに重大であり、刑の執行を猶予すべき事案とは考えられない。他方、被告人はこれまで青森県議会議員二期、市長職三期にわたり、地方自治体の発展のため種々の業績を挙げてきたことや、本件各犯行が発覚したもの書 たため市長の職を辞任し、それなりの社会的制裁を受けていること、もとより被告 人には何らの前科がなく、本件各犯行を反省悔悟していること、本件受供与額が合 計三九九〇万円であるとしても、現実の利得額は二六二〇万円であること、その他 被告人方の家庭状況、経済状態等の、被告人のために酌むべき情状も認められ、 れらの事情を総合考慮して、被告人を懲役三年に処することとし、刑法二一条を適用して原審における未決勾留日数中六〇日を右刑に算入し、被告人が原判示第一の一、二の各犯行により収受した賄賂合計四二〇万円及び同第一の三の犯行により収受した賄賂三五七〇万円のうち二二〇〇万円の合計二六二〇万円はいずれも没収す ることができないので、同法一九七条の五後段によりその価格合計二六二〇万円を 被告人から追徴し、原審における訴訟費用については刑事訴訟法一八一条一項本 文、一八二条により被告人並びに原審相被告人A、同B及び同Cの連帯負担とし、 当審における訴訟費用は同法一八一条一項本文により全部被告人の負担とする。 以上の次第で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 渡邊達夫 裁判官 泉山禎治 裁判官

堀田良一)